

寄書



遺傳病と結婚

秋影生

蛙の子は矢張り蛙で、鳶が鷹を産む例も聞かず、親に似ぬ子は鬼子とさへいはれ、如何でも血統はあらそはれぬものとしてある、實に父母の性状は、多くは其儘子孫に遺傳するもので、獨り生理的のそればかりでなく、病的のも同様である、今こゝに説かむとするは即ち後者の病的性状遺傳に就ていゝる。

先づ之れを體質の遺傳と疾病の遺傳とに區別する、甲は即ちある疾病に對する特異素因の遺傳で、

結核癩病等の傳染性のもと、寒胃性諸病、中毒病、虚弱等の非傳染性のもとがある、乙は病的性状を體内に持つて生れ、分娩後早晚發現するもので、痛風、血友病、神經病、ある皮肌病、癌腫等が之に屬する、此他畸形遺傳といふて、侏儒、巨大發育、母斑、兔唇等病的性状完成して初生兒に發現するものもある。

で、その父母から直接に子女に傳はるものと、間を置いて子孫に至て現はるものと、支族に發するもの等に由て、直接遺傳、間接遺傳支族遺傳を區別する。

かくて疾病を子々孫々に傳へ或は新に加へて遂には其血族を絶やす様になる、殊に兩親が遺傳病を有てゐる時は猶更で、かの血族結婚の害はこれらの關係もある、勿論この關係外に於て害毒の

原因はあるので、夙に諸家の研究する所となつて居る。

此の如く疾病は遺傳するものである、其遺傳病者の結婚は不健康の子孫を生み、永く悪疾を傳へ、獨り箇人一家の不幸ばかりでなく、實に國家生産力の消長に多大の影響を及ぼすものである、然らば則ち遺傳病者との結婚を避くるは、一は自己の幸福の爲め、一は國民としての義務ではあるまいか。

且つ夫れ、遺傳病所有者其人は、宜しく自ら結婚者の資格を放棄すべき義務がある、殊にある種の疾病者は斷然社會より退かねばならぬ場合があるとおもふ、例へばかの癩癩病者の如きは、平時は敢て健康者に異つた處も見えぬ故、自身は勿論、周圍も之を忽にして居るけれ共、其發作の不意に

して危険なる、其病狀の慘憺たる、往々不慮の災害を招くことがあつて、到底他の保護を受けずして生活し得べきでない、又其病の爲に身心衰るへて天死するに至り、到底事業に堪うべきでない、彼は社會に於ける自己の地位を要求する權利を有たぬのである、止むを得ずむば法律を以てその社會的事業に従ふことを禁ずる必要があると思ふ、史に準ると此病者の中に、シーザー、マホメット、一世ナポレオン等の偉人が有たといふとであるが、それは異數中の異數で、且つ其病狀の明ならぬと故、その事實が、わが論の反證として幾何の價値をも償ひ得ぬのである。

上段に一寸記した血族血婚に就ては、後日更に詳はしく述るとがあらう。元來われは、結婚と健康との關係は、重大の問題として研究する價値が

歌の夕七の宮新州紀

ト調 4/4

3 3 3 2 7 6 7 1 | 3 4 3 2 3 | 4 4 6 4 |

シチガツナメカハノ — — タ ナ バ タ
こーこはくまのちの — — むいへは

3 4 3 1 7 | 6 7 6 4 3 | 6 6 7 1 |

サ — マ ヨ カ — ハ ナ ハ ナ テ テ
う — ど の は — し を か け ま し ょ

4 4 3 3 4 6 | 3 4 6 3 4 6 ||

コヒ ナ メ ス ヨ ト コ ヨ キ ナ ヨ
ふなばしをよとこよきなよ

あることを信ずる、そして之を世人に普及するは刻下の急務であることを疑はぬ、余はもと白面の一醫生であるが、之等の理由によりて、敢て自ら揣らず、数々かくの如き問題を提げて大方の示教を仰

ぐのである。

附記、活字の誤植と云ふ事は時として愛嬌を生むものであるが、時として只一字の誤から正反對の意味となり、前後の關係を支離ならしむるものがある、前號の拙文「健康と家庭」七十一頁二行目の「關するも」は、はの誤、十二行「去れど」は「去れば」の誤である、前者は兎も角、後者は文意を損ふから敢て正して置く。

七月七日はの

たなばたさまよ

川をへだて、

戀をめすよ。

こゝは熊野地の

むかへは鶴殿

橋をかけましょ

舟橋をよ